

様式第 2 号

事業計画書（提案の概要）

| | | |
|----------|---|-----------------|
| 募集施設の名称 | 長浜市曳山博物館 | |
| 申請者 | 所在地 | 長浜市元浜町 14 番 8 号 |
| | 団体名 | 公益財団法人長浜曳山文化協会 |
| | 代表者氏名 | 理事長 大塚 敬一郎 |
| 指定管理料提案額 | 令和4年度：28,632,000円 令和5年度：28,632,000円 令和6年度：28,632,000円 | |

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第 4 条第 1 号及び第 2 号】

| | |
|----------------------|--|
| (1) 施設の管理運営についての基本方針 | <p>長浜市曳山博物館管理条例第 1 条にある、長浜曳山祭の保存と伝承及び祭から派生した地域文化の創造を図り、活力と個性にあふれた地域社会の実現に寄与するための事業を行なう。具体的には、第 3 条にある資料の収集、保管、情報提供及び展示を行なうが、長浜曳山祭の保存、伝承が当財団の設置目的、事業あり、財団を活発に運営し、長浜市曳山曳山博物館の設置目的に沿う適切な事業を行なう。</p> |
| (2) 指定管理者を希望する理由・目的 | <p>長浜曳山祭の保存・伝承には、祭の理解度、認知度の向上は不可欠である。曳山博物館の曳山展示は来館者に大きな感動を与えており、祭の啓発に大きく寄与している。また、当財団は、重要無形民俗文化財「長浜曳山祭の曳山行事」の保護団体として文化財保護法の指定を受けている。特に曳山祭の執行には欠かせない、曳山および懸装品、曳山收藏山蔵等の修理にかかる諸事業は当財団が行っている。曳山博物館には、全国的に希少な修理ドックが設置されており、曳山修理等はドックを活用する。このように、当財団の事業は、長浜市曳山博物館を中心に行っており、指定管理なくしては事業が行えない状況であることから、指定管理受託を強く希望する。</p> |
| (3) 施設の課題とその対応 | <p>長浜市曳山博物館は開館から 20 年を経過しており、施設内の経年劣化が進んでいる。博物館の施設は、上質の空間を提供する観点から、高度な仕様となっており、展示に大きな影響を及ぼす疑いが散見される。空気密閉展示ケース(エアタイトケース)1 基の密閉不足。展示室シャッター4 基の不具合、曳山移動用スライドテーブルの更新、展示室大扉などがある。いつ壊れるかわからない不安定な状況であるが、細心の注意を払いながら、管理運営に努める。</p> <p>現在、コロナ禍真ただ中であり、通常期から比べると 5 割に満たない入場者となっており、入館料の落込みは相当なものである。入館者増に向けた取り組みが必要である。</p> |

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

| | |
|--------------------------|---|
| (1) 管理運営の組織体制 | |
| (2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画 | 事業計画書のとおり |
| (3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等 | <p>職員の少ない当財団では、計画的な職員研修を実施するための人員、費用を生み出せないことから、職務執行能力は個々の努力によるところが大きい。担当の専門分野(学芸、公益法人会計、グラフィック等)は常に研鑽に励み業務に生かしている。</p> <p>また、全国山・鉾・屋台保存連合会・祭屋台等製作修理技術者会、日本博物館協会、滋賀県博物館協会等の全国組織に加盟しており、それぞれの協会から学術資料等送付資料を活用し個々の能力を高める。</p> |

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

| | |
|--|--|
| (1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組(施設の特徴を活かした自主事業の展開を含む。)及び達成目標 | <p>博物館の重要な位置を占める展示については、実物の曳山を展示する常設展および年間を通じて計画的に企画展を行ない、計画的な宣伝活動に努め集客増を図る。</p> <p>当財団の三役修業塾では、日々の稽古の成果を発表する場を設け、歌舞伎に関連する、義太夫、三味線、振付の発表会を開催し、普及啓発を進め集客に努める。</p> <p>当財団の伝承委員会は、長浜市立西中学校第1学年の「曳山文化教室」の4講座を受け持ち、曳山博物館活用した教室を実施することにより、中学生の入館率を高めている。さらに令和3年3月から4月にかけて、市内中心アーケード内で、他団体と共催による、長浜曳山祭写真展&映像展」を新企画として開催、今後の継続を図る。</p> <p>ホームページ・フェイスブックの更新やYouTube アカウントを作成し、三役修業塾発表会や伝承委員会制作映像の配信を行っている。</p> <p>市内の観光施設と共催による共通割引券(パスポート)事業に参加し入館促進に努め、入館者の利便性を図るため「電子決済ペイペイ」を導入した。</p> <p>令和3年度に湖国フィールドミュージアム・長浜地域計画が文化庁の採択を受け、当博物館では、ARやVRを用いた映像展示、展示解説に事業に令和4年度から取り組み、来館者の利便性を図る。</p> |
| (2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策 | <p>山組所有の曳山を展示する博物館であり、山組の協力なくしては成立しない。3ヶ月ごとに2山づつ展示替えのたび、4山組の協力を得て行っている。開館以来20年以上継続しており、恒常的になっているが、地域にぎえられた博物館である。</p> <p>長浜曳山まつり推進会議は、山組関係者をはじめ行政、地域の各種団体が構成されており、曳山祭の継承と当財団を側面からサポートする組織であり、「秋の曳山巡行」などの支援を受けている。</p> <p>展示説明ボランティアは不定期に数名が行っているが、来館者の急な展示説明要望に対応できるよう、展示説明ボランティアを山組中心に募集し、ボランティア組織立上げを進めているところである。</p> <p>曳山博物館は、多くのボランティアに支えられており、今後も良好な関係を保って行く。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組</p> | <p>曳山博物館ホームページ及び長浜曳山文化協会フェイスブックに情報を更新している。また、長浜曳山文化協会のユーチューブアカウントを作成し、三役修業塾発表会や伝承委員会の制作映像を配信している。</p> <p>令和3年度の曳山祭本日(4月15日)は、特別番組「長浜曳山祭2021」を制作し、全世界にユーチューブ生配信した。今後は、インターネットを介した情報発信の比重を拡大して行く。</p> |
|--|---|

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>(1) 利用者等からのニーズの把握方法</p> | <p>年間を通じてアンケートを実施、定期的に集計し来館者ニーズを把握に努めている。</p> <p>受付職員、展示説明ボランティア、事務所などへの直接の申し出等による聴取。</p> <p>グーグルビジネスによるクチコミ投稿からの把握。</p> |
| <p>(2) 利用者等からの苦情等に対する対応</p> | <p>苦情等については内容に即した職員が迅速に対応し、原因、事実確認し解決に当たる。</p> <p>常に苦情等の情報を共有し、各種事例に冷静に対応できるよう職員が共通認識する。</p> |
| <p>(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組</p> | <p>迅速、丁寧な受付業務の徹底。</p> <p>施設内外の丁寧な清掃。</p> <p>土日祝日に館内案内人を配置。</p> |

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|----|-------------|------|---------------|------|-----------|------|---------------|------|---------|------|------------|------|-----------------|------|---------------|------|------------|------|-------------|------|-----------|------|----------|----|----------|----|-------------------------|------|
| <p>(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組</p> | <p>デマンド監視システムによる節電の実施。</p> <p>特約ゆうメールの活用による通信費削減</p> <p>LEDライト交換による節電の実施。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2) 利用料金の設定及び設定根拠</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・長浜市曳山博物館管理規則 ・大人 600 円、小中学生 300 円 (団体：大人 480 円、小中学生 240 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等</p> | <table border="0"> <tr> <td>・機械警備</td> <td>毎日</td> </tr> <tr> <td>・エレベーター保守点検</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td>・自家用電気工作物保安管理</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td>・消防用設備等点検</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td>・演出(調光)照明保守点検</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・放送設備点検</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・監視カメラ保守点検</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・伝承スタジオAV機器保守点検</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・伝承スタジオ吊物保守点検</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・展示室・収蔵庫燻蒸</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・地下トイレピット清掃</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・トイレ消臭剤設置</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td>・館内・館外清掃</td> <td>毎日</td> </tr> <tr> <td>・館外剪定・除草</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>・山車スライドテーブル、ターンテーブル保守点検</td> <td>1回/年</td> </tr> </table> | ・機械警備 | 毎日 | ・エレベーター保守点検 | 1回/月 | ・自家用電気工作物保安管理 | 1回/月 | ・消防用設備等点検 | 2回/年 | ・演出(調光)照明保守点検 | 1回/年 | ・放送設備点検 | 1回/年 | ・監視カメラ保守点検 | 1回/年 | ・伝承スタジオAV機器保守点検 | 1回/年 | ・伝承スタジオ吊物保守点検 | 1回/年 | ・展示室・収蔵庫燻蒸 | 1回/年 | ・地下トイレピット清掃 | 1回/年 | ・トイレ消臭剤設置 | 1回/月 | ・館内・館外清掃 | 毎日 | ・館外剪定・除草 | 随時 | ・山車スライドテーブル、ターンテーブル保守点検 | 1回/年 |
| ・機械警備 | 毎日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・エレベーター保守点検 | 1回/月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・自家用電気工作物保安管理 | 1回/月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・消防用設備等点検 | 2回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・演出(調光)照明保守点検 | 1回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・放送設備点検 | 1回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・監視カメラ保守点検 | 1回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・伝承スタジオAV機器保守点検 | 1回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・伝承スタジオ吊物保守点検 | 1回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・展示室・収蔵庫燻蒸 | 1回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・地下トイレピット清掃 | 1回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・トイレ消臭剤設置 | 1回/月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・館内・館外清掃 | 毎日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・館外剪定・除草 | 随時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・山車スライドテーブル、ターンテーブル保守点検 | 1回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

| | |
|--|--|
| (1) 利用者の個人情報 を保護するための取 組 | 施設利用者の個人情報については必要以外取得しないように心掛け、必要な場合は取扱いに注意し不要になれば迅速に廃棄するよう統一している。新型コロナウイルス拡大防止のため令和2年より入館者の氏名と連絡先を取得しているが、取扱いに注意し一定期間保存した後廃棄する。 |
| (2) 施設の管理運営に おける環境に配慮し た取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房・照明設備の最小限の使用 ・ゴミの分別 ・公用車使用の制限（近隣は自転車等の使用） |
| (3) 防災、防犯その他 緊急時（災害・事故 等）の対応及び危機 管理体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員緊急連絡網の整備 ・危機管理マニュアルの整備 ・消防計画の整備 ・警備会社へ夜間警備の委託 ・火災・災害対応・避難訓練の実施 ・救急救命講習会の実施 |
| (4) 同様・類似の業務 の実績等 | 特になし |

7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

| | |
|--|---|
| <p>その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいこと</p> | <p>長浜市曳山博物館は、平成12年(2000年)10月に開館している。管理は開館と同時に、当財団の前身(財)長浜曳山文化協会が受託し、平成18年(2006年)には指定管理制度が導入され、以降は指定管理受託者として、長浜市曳山博物館の管理運営に当たっている。平成30年(2018年)までは、当財団に市職員が派遣されていたが、翌年から市派遣職員はゼロとなり、現在は財団職員による管理となっている。</p> <p>開館から20年を経過すると、各所に経年劣化による不具合が生じており、上質な空間を提供する博物館には相応しくない状況である。特に日常の管理を行なう上で、施設、機器等に損傷が出た場合には、展示業務が行えず、休館措置等の対策を取らざるを得ない状況に陥る。市職員の派遣のない今日、是非とも施設の更新計画を策定し、計画が見えることで、適切な管理・運営に繋がることから、早急な更新計画の樹立を提案する。</p> <p>当財団は、前述のように、長浜市曳山博物館を20年超管理する実績がある。この間、定款にある長浜曳山祭の保存・伝承を進めるに当たり、曳山博物館を最大限に活用している。曳山の修理は、長浜曳山祭行事・曳山保存専門委員会を組織し、諸官庁の補助を受け、修理ドックにおいて6基の曳山を修理した実績がある。</p> <p>子ども歌舞伎には、大夫、三味線、振付の3部門があり、三役修業塾として平成2年(1990年)に開講している。当財団発足と同時に財団所属となり、平成28年(2016年)には振付部門を開講し、名実ともに三役修業塾となる。長浜曳山祭の大夫、三味線の出演は言うに及ばず、毎年、垂井町、米原市の祭に参加しており、三役修業塾なくしては祭の開催が危ぶまれるまでの地位を占めるようになっている。</p> |
|--|---|

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

長浜市曳山博物館管理条例によると、長浜曳山祭の保存伝承及び祭から派生した地域文化の創造を図り、地域社会の実現に寄与することを目的としている。当財団の定款においても、「長浜曳山祭の曳山行事」保存・伝承に関する事業推進が中心であり、常設の実物曳山の展示を核として、定期的に企画展を開催し普及啓発に努め、曳山祭の認知度の向上を図る。また、曳山祭の曳山、懸装品、山蔵等の保存については、長浜曳山祭行事・曳山保存専門委員会において修理ドック等を活用し適切な保存に努める。さらに、子ども歌舞伎に欠かせない、三役(義太夫、三味線、振付)については、従来どおり博物館を稽古拠点として三役修業塾の充実を図る。

長浜市曳山博物館のメインである曳山祭の展示をはじめ、曳山等の保存、伝統芸能の継承について博物館を拠点として推進する。

(2) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

平成12年10月に開館した長浜市曳山博物館は、重要無形民俗民族文化財の「長浜曳山祭の曳山行事」の保護団体として文化庁から認定された(公財)長浜曳山文化協会が管理を受託し運営に当たってきた。当財団の目的である長浜曳山祭の保存・修理、祭から派生した文化の継承、普及啓発に関する様々な事業を展開し、活動の中核施設として長浜市曳山博物館を位置づけており、今後の活動を遅滞なく進めるには大変重要な施設となっている。

また、長浜市曳山博物館は長浜曳山祭の曳山本物を展示するという特色があり、4基を収蔵し2基ずつ常設展示している。動く美術館と言われる貴重な文化財の曳山を展示するには、専門知識のある学芸員が所属していることは当然であり、かつ、曳山所有者の山組と長年にわたり信頼関係を築いてきた当財団が適任と考える。

さらに、当財団の前身である「長浜曳山保存会」から、曳山祭の子ども歌舞伎の振付、太夫、三味線を地元で養成する三役修業塾を開講し、現在まで連綿と受け継がれ、太夫、三味線において塾生は曳山祭にはなくてはならない存在にまでに成長した。この三役修行塾も例外にもれず、長浜市曳山博物館を練習拠点として定期的な発表会を開催し保存・伝承に大きく寄与していると確信する。

曳山祭に係る曳山等の保存・修理については、長浜曳山祭行事・曳山保存専門委員会を組織し、諸官庁の補助を受け、修理ドックにおける曳山修理の支援を行っている。そのほか懸装品、山蔵等も同様に修理支援を行っており、令和2年度からは、当協会が各山組から発注を請け負う方式として、行程・品質管理の精度を上げている。

このように、当財団が指定管理を受け、長浜市曳山博物館を核とし、曳山祭の保存・伝承を推進する。

(3) 施設の課題とその対応について提示してください。

○施設の経年劣化

長浜市曳山博物館は開館から20年を経過しており、施設内の経年劣化が進んでいる。博物館の施設は、上質の空間を提供する観点から、高度な仕様となっており、展示に大きな影響を及ぼす疑いが散見される。空気密閉展示ケース(エアタイトケース)1基の密閉不足。展示室シャッター4基の不具合、曳山移動用スライドテーブルの更新、展示室大扉などがある。いつ損傷するか不安定な状況ではあるが、細心の注意を払い、代替策を用意しながら、管理運営に努める。

○コロナ対策

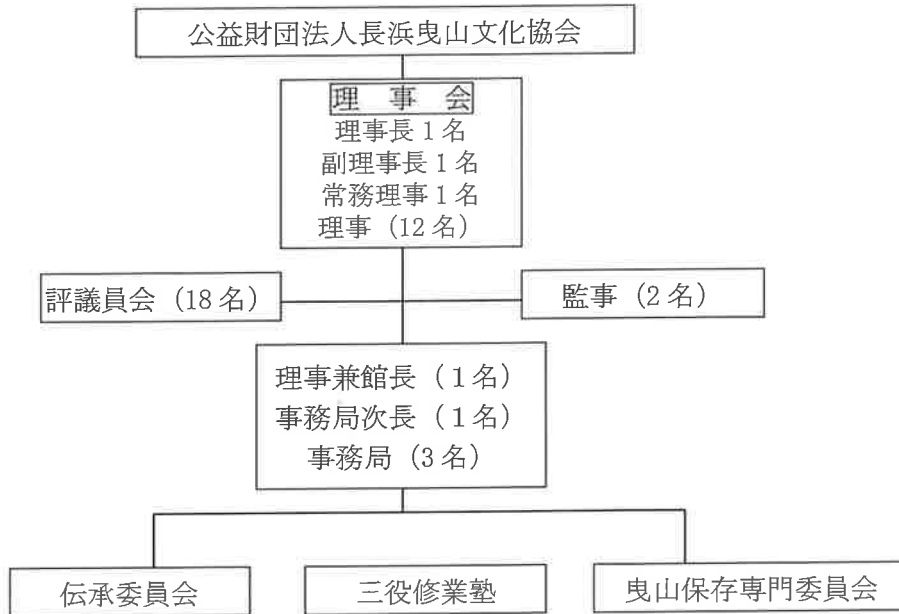
令和2年当初から新型コロナウイルスの感染が拡大し、令和2年春には博物館も休館措置とし、以来、館内の手拭きによる除菌、体温計・空気清浄機の設置、換気の徹底を行なっているが、博物館の構造として換気を十分に行える状況ではない。可能な限り窓が開けられるよう網戸等の設置を検討する。

○入館者対策

近年、長浜への観光客の減少により、博物館の入館者も平成30年度には3万人を割り込み、回復のきざしが見えない状況である。ここにコロナ禍の影響により前年比50%を下回る結果となっている。コロナ禍を差し引いても入館者増対策の必要性を痛感している。魅力のある特別展、企画展の実施。ホームページ、SNSを活用した情報発信の充実に努める。さらに、市内の観光施設との連携の強化を進める。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制を提示してください。



(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画を提示してください。

| 役職 | 担当業務内容 | 資格・能力等 | 雇用形態 | 勤務形態 |
|-------|---------|---------|------|--------------------|
| 理事兼館長 | 総括 | 甲種防火管理者 | 常勤 | 通常勤務 8:30-17:15 |
| 事務局次長 | 施設管理 | | 常勤 | 同 |
| 学芸員 | 展示業務・管理 | 学芸員 | 常勤 | 同 |
| 事務員 | 施設管理・経理 | | 常勤 | 同 |
| 事務員 | 展示業務・広報 | 学芸員 | 常勤 | 同 |
| パート | 受付業務 | | 非常勤 | 同 月/3 |
| パート | 受付業務 | | 非常勤 | 同 月/3 |
| パート | 受付業務 | | 非常勤 | 同 月/3 |

(職員の採用計画)

(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等を提示してください。

職員数名の当財団では、計画的な職員研修を実施するための人員、費用を生み出せないことから、職務執行能力は個々の努力によるところが大きい。担当の専門分野(学芸、公益法人会計、グラフィック等)は常に研鑽に励み業務に生かしている。

また、全国山・鉾・屋台保存連合会・祭屋台等製作修理技術者会、日本博物館協会、滋賀県博物館協会等の全国組織に加盟しており、それぞれの協会から学術資料等送付資料を活用し個々の能力を高める。

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特色を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標を提示してください。

○博物館活動の重要な部分を占める展示については、常設の曳山展示の他、年間を通じて企画展等を開催、計画に沿った効果的な宣伝活動に努め集客増を図る。

○当財団の三役修業塾では、日々の稽古の成果を発表する場を設け、歌舞伎に関連する、義太夫、三味線、振付の発表会を開催し、普及啓発を進め集客に努める。また、伝承委員会は、長浜市立西中学校第1学年の「曳山文化教室」の4講座を受け持ち、曳山博物館活用した教室を実施することにより、中学生の入館率を高めている。市民対象講座を開催しているが、新しい試みとして、令和3年3月から4月にかけて、市内中心アーケード内で、他団体と共催による、長浜曳山祭写真展&映像展」を新企画として開催し、普及啓発に努め、入館につなげる。

○玄関ロビーは無料コーナーとして、常時曳山関連DVDを上映しており、壁面は曳山パネルを飾るほか、フォトコンテスト等のパネルを飾り、無料ゾーンからの集客を図る。

○貸館事業は、街中の利便性と格安の料金設定が相まって多くの利用者がある。冷暖使用時の費用対効果の検証も必要だが、春、秋等に従来の枠にとられない、講演会等を展示室で行うなど、利用促進を図る。

【達成目標】

| 年度 | 利用者数 | 積算根拠 |
|-------|---------|---|
| 令和4年度 | 14,500人 | 博物館の入館者も平成30年度には3万人を割り込み、回復のきざしが見えない状況である。ここにコロナ禍の影響により令和2年度は前年比50%を下回る結果となっている。令和3年度以降はコロナ禍の回復状況によるが、予測は困難である。 |
| 令和5年度 | 15,500人 | |
| 令和6年度 | 16,500人 | |
| 令和7年度 | 17,500人 | |
| 令和8年度 | 18,500人 | |

(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください

○山組所有の曳山を展示する博物館であり、山組の協力なくしては成立しない。3ヶ月ごとに2山ずつ展示替えのたび、4山組の協力を得て行っている。開館以来20年以上継続しており、恒常的になっているが、地域に支えられた博物館である。

○長浜曳山まつり推進会議は、山組関係者をはじめ行政、地域の各種団体で構成されており、曳山祭の継承と当財団を側面からサポートする組織であり、「秋の曳山巡行」などの支援を受けている。

○展示説明ボランティアは不定期に数名が行っているが、来館者の急な展示説明要望に対応できるよう、展示説明ボランティアを山組中心に募集し、ボランティア組織立上げを進めているところである。

○曳山博物館は市内商店街中心に位置し、商店連盟とは相互扶助の関係を構築しており、アーケード内に曳山博物館案内垂幕の掲示、消雪装置の共同管理、商店連盟所有物の博物館預かりなどを行っている。また、曳山博物館展示ポスター掲示、チラシ、割引券配布などの協力も得ており、今後も良好な関係を継続する。

(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

○曳山博物館ホームページに多言語ページを設け、ホームページ・フェイスブックを常に最新情報に更新する。

○長浜曳山文化協会のユーチューブアカウントを作成し、三役修業塾発表会や伝承委員会の制作映像を配信している。

○令和3年度の曳山祭本日(4月15日)は、特別番組「長浜曳山祭 2021」を制作し、全世界にユーチューブ生配信した。今後は、インターネットを介した情報発信の比重を拡大して行く。

○年間を通じて行う企画展会ごとのチラシ・ポスターを、市内観光施設や県内外の博物館に配布し普及啓発を行なう。

○JAF 機関紙、旅行雑誌やクーポン取扱旅行社等の刊行物へ掲載のため情報提供を行う。

○記者クラブに各イベントの情報提供を行う。

○企画展の解説シートを作成し、曳山博物館の魅力を発信する。

○長浜浪漫パスポート等へ参画し、近隣施設と連携した広報を行う。

○京都新聞「ミュージアムガイド」、ホームページ「Kita-ColleART」「Dokka!おでかけ探検隊」「におねっと」などに展示情報などを掲載し情報発信する。

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

- 年間を通じてアンケートを実施、定期的集計し来館者ニーズを把握に努めている。
- 受付職員、展示説明ボランティア、事務所などへの直接の申し出等による聴取。
- グーグルビジネスによるクチコミ投稿からの把握。

(2) 利用者等からの苦情等に対する対応について提示してください。

- 苦情等については内容に即した職員が迅速に対応し、原因、事実確認し解決に当たる。
- 常に苦情等の情報を共有し、各種事例に冷静に対応できるよう職員が共通認識する。

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

- 迅速、丁寧な受付業務、身だしなみ、言葉使いなど接客マナーを意識している。
- 施設内外の丁寧な清掃に努める。
- 魅力的なイベント等の実施に心掛ける。

ナイトミュージアム、缶バッジプレゼント、クイズラリー

- 展示解説ボランティアの充足

長浜ボランティアガイド協会による定期的な館内解説、山組関係者による解説

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について提示してください。

- デマンド監視システムによる節電の実施。
- 特約ゆうメールの活用による通信費削減
- LED ライト交換による節電の実施。

(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

| 区分 | 単位 | 料金 | | 利用料金案) |
|-----|-------|-------|-------|--------|
| | | 個人 | 団体 | |
| 入館料 | 一般 | 600 円 | 480 円 | |
| | 児童・生徒 | 300 円 | 240 円 | |

(利用料金の設定根拠)

長浜市曳山博物館管理規則

(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について提示してください。

| | | | |
|----------------------------|-------|------------------|-------|
| 機械警備 | 毎日 | エレベーター保守点検 | 1 回/月 |
| 自家用電気工作物保安管理 | 1 回/月 | 消防用設備等点検 | 2 回/年 |
| 演出(調光)照明保守点検 | 1 回/年 | 放送設備点検 | 1 回/年 |
| 監視カメラ保守点検 | 1 回/年 | 伝承スタジオ AV 機器保守点検 | 1 回/年 |
| 伝承スタジオ吊物保守点検 | 1 回/年 | 展示室・収蔵庫燻蒸 | 1 回/年 |
| 地下トイレピット清掃 | 1 回/年 | トイレ消臭剤設置 | 1 回/月 |
| 館内・館外清掃 | 毎日 | 館外剪定・除草 | 随時 |
| 山車スライドテーブル、 ターンテーブル保守点検 | 1 回/年 | | |

6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報保護のための取組を提示してください。

施設利用者の個人情報については必要以外取得しないように心掛け、必要な場合は取扱いに注意し不要になれば迅速に廃棄するよう統一している。新型コロナウイルス拡大防止のため令和2年より入館者の氏名と連絡先を取得しているが、取扱いに注意し一定期間保存した後廃棄する。

(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組を提示してください。

- 冷暖房・照明設備の最小限の使用
- ゴミの分別
- 公用車使用の制限（近隣は自転車等の使用）
- 敷地内清掃は人手とし、薬品の使用不可

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制について提示してください。

- 職員緊急連絡網の整備
- 危機管理マニュアルの整備
- 消防計画の整備
- 火災・災害対応・避難訓練の実施
- 救急救命講習会の実施
- 警備会社へ夜間警備の委託

(4) 同様・類似の業務の実績等があれば、記入してください。

特になし

7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。(例：女性・若者の参画、資材等の地元調達など)

長浜市曳山博物館は、平成12年(2000年)10月に開館している。管理は開館と同時に、当財団の前身(財)長浜曳山文化協会が受託し、平成18年(2006年)には指定管理制度が導入され、以降は指定管理受託者として、長浜市曳山博物館の管理運営に当たっている。平成30年(2018年)までは、当財団に市職員が派遣されていたが、翌年から市派遣職員はゼロとなり、以来今日まで財団職員による管理となっている。

各所に贅を尽くした博物館であり、開館から20年を経過すると、各所に経年劣化による不具合が生じており、上質な空間を提供する博物館には相応しくない状況である。特に日常の管理を行なう上で、施設、機器等に損傷が出た場合には、展示業務が行えず、休館措置等の対策を取らざるを得ない状況に陥る。市職員の派遣のない今日、是非とも施設の更新計画を策定し、計画が見えることで、適切な管理・運営に繋がることから、早急な更新計画の樹立を提案する。

当財団は、前述のように、長浜市曳山博物館を20年超管理する実績がある。この間、定款にある長浜曳山祭の保存・伝承を進めるに当たり、曳山博物館を最大限に活用している。修理ドックを備えた全国的に見ても稀有な博物館であり、その特徴を最大限に生かす、曳山の修理は、長浜曳山祭行事・曳山保存専門委員会を組織し、諸官庁の補助を受け、6基の曳山を修理した実績がある。その他の懸装品、曳山収蔵山蔵等の修理を計画的に進め、将来への伝承に寄与している。

子ども歌舞伎には、大夫、三味線、振付の3部門があり、三役修業塾として平成2年(1990年)に開講している。当財団発足と同時に財団所属となり、平成28年(2016年)には振付部門を開講し、名実ともに三役修業塾となる。長浜曳山祭の大夫、三味線の出演は言うに及ばず、毎年、垂井町、米原市の祭に参加しており、三役修業塾なくしては祭の開催が危ぶまれるまでの地位を占めるようになっている。この実績は、まさに伝承の好事例と自負している。

平成11年(1999年)の財団設立と同時に、財団内に伝承委員会を設立し、長浜曳山祭の普及啓発を目的として「市民曳山まつり講座」や、山組若衆を対象とした「楽衆塾」(がくしゅうじゅく)を開催している。平成17年度(2005年)からは、長浜市立西中学校第一学年の「曳山文化教室」4講座開催の支援を行っており、現在も継続して支援を行っている。次世代を担う中学生には、意義のある講座である。

当財団は長浜市曳山博物館を長期にわたり管理運営する中で、曳山博物館の持てる機能を最大限に生かし、長浜曳山祭の保存伝承を未来永劫継続する財団である。

様式第3号

収支計画書 (総括表)

(単位：千円)

1 収入

| 科目 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 合計 |
|-------------|--------|--------|--------|---------|
| 指定管理料 | 28,632 | 28,632 | 28,632 | 85,896 |
| 利用料金収入 | 5,558 | 5,890 | 6,270 | 17,718 |
| その他の収入 | 338 | 338 | 338 | 1,014 |
| 小計 (指定管理業務) | 34,528 | 34,860 | 35,240 | 104,628 |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | 34,528 | 34,860 | 35,240 | 104,628 |

2 支出

| 科目 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 合計 |
|-------------|--------|--------|--------|---------|
| 人件費 | 18,051 | 18,051 | 18,051 | 54,153 |
| 維持管理費 | 12,325 | 12,325 | 12,325 | 36,975 |
| 修繕費 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 3,000 |
| その他の支出 | 3,152 | 3,484 | 3,864 | 10,500 |
| 小計 (指定管理業務) | 34,528 | 34,860 | 35,240 | 104,628 |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | 34,528 | 34,860 | 35,240 | 104,628 |

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

| | |
|----|---------------------------|
| 年度 | 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日） |
|----|---------------------------|

1 収入

(単位:千円)

| 科目 | | 金額 | 積算根拠等 |
|------------|-----|--------|------------------------------|
| 指定管理料 | | 28,632 | |
| 利用料金収入 | | 5,558 | 過去3カ年平均（H30.R1.R2平均にコロナ禍を加味） |
| その他 | 補助金 | 217 | 曳山交替式警備費等補助金(観光振興課) |
| | 会員券 | 121 | 過去3カ年平均(H30.R1.R2) |
| | 計 | 338 | |
| 小計（指定管理業務） | | 34,528 | |
| 合計 | | 34,528 | |

2 支出

| 科目 | | 金額 | 積算根拠等 |
|-------|---------------|--------|---|
| 人件費 | | 18,051 | 理事館長1名 学芸員2名 事務員3名 パート3名 |
| 維持管理費 | 光熱水費 | 4,833 | 過去3カ年平均(H30.R1.R2平均にコロナ禍を加味) |
| | 清掃費 | 1,558 | 清掃シルバー委託 モップレンタル トイレ消毒・浄化槽管理委託 トイレ洗浄器・芳香器管理 |
| | 警備費 | 238 | 警備委託 |
| | 消耗品費 | 579 | 事務用消耗品 電球・蛍光灯 館内使用消耗品 過去3カ年平均(H30.R1.R2) |
| | 賃借料 | 603 | コピー機リース AEDリース 事務用PC・企業会計PCリース メールサーバー コンプレッサー |
| | 建築物・建築設備の維持管理 | 1,405 | 電気保安管理 エレベーター点検 ターンテーブル・スライドテーブル点検 |
| | 施設内設備の維持管理 | 2,570 | 消防設備点検 HP管理 調光照明保守点検 館内燻蒸 監視カメラ・AV機器点検 吊物保守点検 |
| | 備品等の維持管理 | 40 | 高所作業車法定点検 |
| | 役務費 | 499 | 賠償責任保険 事業保険(文化財) フレッツ光・Adobe使用料 振込手数料 |
| | 計 | 12,325 | |
| 修繕費 | | 1,000 | |
| その他 | 曳山交替式事業 | 1,340 | 山組謝礼、警備委託、賠償保険、消耗品 |
| | 普及啓発事業 | 795 | チラシ・ポスター・図録印刷、出陳謝礼、資料輸送、看板作成 |
| | 資料調査事業 | 500 | 八幡宮奉納狂言定点撮影 |
| | 入館促進事業 | 517 | 送客手数料、印刷費、看板作成委託 |
| | 計 | 3,152 | |
| 合計 | | 34,528 | |

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

| | |
|----|---------------------------|
| 年度 | 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日） |
|----|---------------------------|

1 収入

（単位：千円）

| 科目 | | 金額 | 積算根拠等 |
|------------|-----|--------|------------------------------|
| 指定管理料 | | 28,632 | |
| 利用料金収入 | | 5,890 | 過去3カ年平均（H30.R1.R2平均にコロナ禍を加味） |
| その他 | 補助金 | 217 | 曳山交替式警備費等補助金（観光振興課） |
| | 会員券 | 121 | 過去3カ年平均（H30.R1.R2） |
| | 計 | 338 | |
| 小計（指定管理業務） | | 34,860 | |
| 合計 | | 34,860 | |

2 支出

| 科目 | | 金額 | 積算根拠等 |
|-------|---------------|--------|--|
| 人件費 | | 18,051 | 理事館長1名 学芸員2名 事務員3名 パート3名 |
| 維持管理費 | 光熱水費 | 4,833 | 過去3カ年平均（H30.R1.R2平均にコロナ禍を加味） |
| | 清掃費 | 1,558 | 清掃シルバー委託 モップレンタル トイレ消毒・浄化槽管理委託 トイレ洗浄器・芳香器管理 |
| | 警備費 | 238 | 警備委託 |
| | 消耗品費 | 579 | 事務用消耗品 電球・蛍光灯 館内使用消耗品 過去3カ年平均（H30.R1.R2） |
| | 賃借料 | 603 | コピー機リース AEDリース 事務用PC・企業会計PCリース メールサーバー |
| | 建築物・建築設備の維持管理 | 1,405 | 電気保安管理 エレベーター点検 ターンテーブル・スライドテーブル点検 |
| | 施設内設備の維持管理 | 2,570 | 消防設備点検 HP管理 調光照明保守点検 館内燻蒸 監視カメラ・AV機器点検 吊物保守点検 |
| | 備品等の維持管理 | 40 | 高所作業車法定点検 |
| | 役務費 | 499 | 賠償責任保険 事業保険（文化財） フレッツ光・Adobe使用料 振込手数料 |
| | 計 | 12,325 | |
| 修繕費 | | 1,000 | |
| その他 | 曳山交替式事業 | 1,340 | 山組謝礼、警備委託、賠償保険、消耗品 |
| | 普及啓発事業 | 927 | チラシ・ポスター・図録印刷、出陳謝礼、資料輸送、看板作成 |
| | 資料調査事業 | 500 | 八幡宮奉納狂言定点撮影 |
| | 入館促進事業 | 717 | 送客手数料、印刷費、看板作成委託 |
| | 計 | 3,484 | |
| 合計 | | 34,860 | |

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

| | |
|----|---------------------------|
| 年度 | 令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日） |
|----|---------------------------|

1 収入

（単位：千円）

| 科目 | | 金額 | 積算根拠等 |
|------------|-----|--------|------------------------------|
| 指定管理料 | | 28,632 | |
| 利用料金収入 | | 6,270 | 過去3カ年平均（H30.R1.R2平均にコロナ禍を加味） |
| その他 | 補助金 | 217 | 曳山交替式警備費等補助金（観光振興課） |
| | 会員券 | 121 | 過去3カ年平均（H30.R1.R2） |
| | 計 | 338 | |
| 小計（指定管理業務） | | 35,240 | |
| 合計 | | 35,240 | |

2 支出

| 科目 | | 金額 | 積算根拠等 |
|-------|---------------|--------|--|
| 人件費 | | 18,051 | 理事館長1名 学芸員2名 事務員3名 パート3名 |
| 維持管理費 | 光熱水費 | 4,833 | 過去3カ年平均（H30.R1.R2平均にコロナ禍を加味） |
| | 清掃費 | 1,558 | 清掃シルバー委託 モップレンタル トイレ消毒・浄化槽管理委託 トイレ洗浄器・芳香器管理 |
| | 警備費 | 238 | 警備委託 |
| | 消耗品費 | 579 | 事務用消耗品 電球・蛍光灯 館内使用消耗品 過去3カ年平均（H30.R1.R2） |
| | 賃借料 | 603 | コピー機リース AEDリース 事務用PC・企業会計PCリース メールサーバー |
| | 建築物・建築設備の維持管理 | 1,405 | 電気保安管理 エレベーター点検 ターンテーブル・スライドテーブル点検 |
| | 施設内設備の維持管理 | 2,570 | 消防設備点検 HP管理 調光照明保守点検 館内燻蒸 監視カメラ・AV機器点検 吊物保守点検 |
| | 備品等の維持管理 | 40 | 高所作業車法定点検 |
| | 役務費 | 499 | 賠償責任保険 事業保険（文化財） フレッツ光・Adobe使用料 振込手数料 |
| | 計 | 12,325 | |
| 修繕費 | | 1,000 | |
| その他 | 曳山交替式事業 | 1,340 | 山組謝礼、警備委託、賠償保険、消耗品 |
| | 普及啓発事業 | 1,207 | チラシ・ポスター・図録印刷、出陳謝礼、資料輸送、看板作成 |
| | 資料調査事業 | 500 | 八幡宮奉納狂言定点撮影 |
| | 入館促進事業 | 817 | 送客手数料、印刷費、看板作成委託 |
| | 計 | 3,864 | |
| 合計 | | 35,240 | |

